

日事連が明示要望

# 法適合確認の責任範囲

## 設備一級で、業務報酬も

日本建築士事務所協会連合会の三栖邦博会長ら幹部は13日、国土交通省を訪れ、金子一義国交相宛に「設備設計一級建築士制度の円滑な施行に関する要望」を提出した。要望は、法適合確認支援団体に対する支援と中央サポートセンターの機能強化、法適合確認マニュアルの早期提示・公表など5項目。特に、3月までに国がまとめる予定の法適合確認マニュアルでは、責任範囲の明示を強く要望した。会員からは、他者が行った設備設計の法適合確認をする場合、その責任がどこまで及ぶのかを懸念する声が出ているといい、責任範囲が明確にならないと制度が機能しない恐れがあるとしている。

当日は国交省の井上俊之住宅局建築指導課長に要望書を提出、三栖会長は「ほぼ要望どおりに施策を実行してくれるものと受け止めた」と話した。その一方で、「(設備設計一級建築士は)2700人

やっほしい」と訴える。要望はこのほか、▽公共建築などにおける発注者の対応の適正化▽地方における設備一級の数の確保のための継続的な取り組み強化▽制度の施行に関する状況の継続的把握と建築士事務所業務に支障が生じた場合の対応策となっている。

法適合マニュアルの早期提示では、設備は電気、機械に専門が分かれ専門外まで責任を負うのは難しいとの声が強

い。一定規模以上の建築物は、基本的には一級建築士、構造設計一級建築士、設備設計一級建築士の3者で責任を分担することになるが、要望ではその責任範囲を早急に明確に

してほしいと訴えている。さらに、マニュアルは簡素なものであること、設備設計一級建築士の責任範囲を極力限定すること、法適合確認の業務報酬の明示などを要望した。公共建築などでの発注者の対応適正化は、発注の段階で設備設計一級建築士とパートナーを組むことを前提にしたり、対象ではない建築で設備設計一級建築士の有無を選定条件にするなど、設備設計一級建築士がない事務所が不利益を生じないように求めた。継続的取り組みの強化は、講習の実施頻度のアップ、地方への確実な情報の提供、施行後に支障が出た際の対応では、状況把握と時機を失しない対策を要望した。

建設通信

09.3.16